

令和6年8月23日  
九州地方整備局  
八代河川国道事務所

## 建設発生土の有償民間受入地を公募します

### 【概要】

八代河川国道事務所では、令和2年7月豪雨対策として河川内の掘削工事を行っているところです。

掘削工事に伴い発生する建設発生土については、原則として他の建設工事等へ活用することとしておりますが、利活用できないなどのため一部の建設発生土については、有償で民間受入地へ搬出する場合があります。

建設発生土の有償民間受入地を公募し、今後の発注工事の積算参考資料とするものです。

### 【応募要件等】

- ・募集期間 令和6年8月23日～令和8年3月31日
- ・応募者の主な要件 受入地を事業者自ら所有している方 又は、所有者が受け入れについて同意している土地を使用している方
- ・受入地の条件 別紙、「八代河川国道事務所管内公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領」第3条のとおり
- ・その他 応募のあった事業者に積算参考のための見積依頼を行うものであり、建設発生土の搬入を確約するものではありません

※詳細については、別紙「八代河川国道事務所管内公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領」を参照してください。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

技術副所長 中島 忠（なかしま ただし）  
工務第一課長 香月 貴廣（かつき たかひろ）

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

TEL：0965-32-4135（代表）

※八代河川国道事務所HP（<https://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/>）

## 八代河川国道事務所管内公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、八代河川国道事務所が発注する公共工事の建設発生土（以下「建設発生土」という。）のうち、現場内利用や他の建設工事等への活用が困難な建設発生土について、民間事業者が設置・運営・管理する受入地の公募に関する手続を定め、適切で安全な建設発生土の処理及び公共工事の円滑な執行を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 民間受入地 民間事業者が設置・運営・管理する土地（埋立地、採石場跡地等）で、建設発生土を有償で処理する受入地
- (2) 事業者 民間受入地を設置・運営・管理する者
- (3) 受注者 八代河川国道事務所が発注した公共工事を受注した者

### (民間受入地の条件)

第3条 民間受入地の条件は、次の各号の全ての要件を満たしていること。

- イ 事業者自ら所有している又は所有者が建設発生土の受入れについて同意した土地であること。
- ロ 建設発生土の受入地として、関係法令等の許可又は手続きが完了している土地であること。（想定する関係法令：盛土規制法、森林法、農地法、自然公園法など）
- ハ 受入場所の面積が十分確保されている土地であること。
- ニ 民間受入地まで大型ダンプトラック（10t）の通行が可能であり、かつ周辺的环境及び交通等に顕著な影響を及ぼす恐れがない土地であること。
- ホ 廃棄物等が不法に投棄されていない土地であること。
- ヘ 暴力団関係者が所有又は関与する土地でないこと。
- ト 球磨川流域内（八代市、人吉市、芦北町、球磨村、錦町、あさぎり町、多良木町、水上村、湯前町、山江村、相良村、五木村）の土地であること。
- チ 建設発生土の搬入完了後の管理は、事業者の責任において実施するものであること。
- リ 受注者の作業は建設発生土の運搬のみを予定しており、民間受入地での敷均し等の作業は事業者にて実施するものであること。
- ヌ 民間受入地への周辺住民等からの苦情については、事業者の責任において対応するものであること。

### (事業者の資格要件)

第4条 事業者（協同組合、協会、共同企業体の場合は、構成する全ての個人・法人を含む。）は

次の各号の全ての要件を満たしていること。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業(土木工事業、とび・土木工事業又はしゅんせつ工事業のいずれかに限る。)の許可を有していること。

ロ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。

ハ 採石法(昭和25年法律第291号)第32条に規定する採石業者の登録を受けていること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に規定する暴力団及び暴力団関係者との関係がないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(民間受入地の応募)

第5条 事業者は次の各号に掲げる書類を提出する。八代河川国道事務所長は応募書類の提出を随時受け付けるものとする。なお、応募書の添付書類については必要な内容が確認できる資料等の添付により代替できるものとする。

(1) 民間受入地の応募書(様式第1号)

受入地の状況がわかる資料として以下を添付してください。

①位置図

②平面図

③現況写真(受入地の全景、荷卸し場所、進路等の状況がわかるもの)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 関係法令等の許可証等の写し

(民間受入地の受入費)

第6条 八代河川国道事務所長は、民間受入地として適当と認めた場合には、事業者に対し受入費の見積依頼を行う。

(その他)

第7条 提出書類等の経費については、全て事業者負担とする。

- 2 建設発生土の受入れについては、今回の応募をもって搬入されることを確約するものではない。
- 3 受け入れた建設発生土の営利目的とした使用は出来ません。また、他の場所へ搬出することも出来ません。
- 4 応募内容に変更等が生じた場合は、八代河川国道事務所長に申し出て対応について協議することとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 民間受入地の応募書

八代河川国道事務所長 宛

八代河川国道事務所管内公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領第5条に基づき、建設発生土の民間受入地として関係書類を添えて下記のとおり応募します。

### 記

#### 1 応募者

ふりがな	
商号及び名称	
ふりがな	
代表者役職氏名	印
住所	(〒 - )
電話番号	

#### 2 受入地の諸元

受入地の所在地		
受入地の面積		
受入可能土量		
受入開始可能月日	令和 年 月 日	
受入地の所有者	ふりがな	
	氏名・名称	
	住所・所在地	

※受入地の状況がわかる資料（位置図、平面図、現況写真など）を添付してください。

(様式第2号)

令和 年 月 日

## 誓約書

八代河川国道事務所長 宛

応募者  
住 所  
事業所名  
代表者名

印

私は、八代河川国道事務所が発注する建設工事の建設発生土の民間受入地応募にあたり、「八代河川国道事務所管内公共工事建設発生土の民間受入地公募実施要領」の各要件を満たし事実と相違ないこと、並びに遵守することを誓約します。